

ロシア知的財産権ニュースレター

2013 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2013 年度内に 4 回発行する予定です。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2013 年 6 月～2013 年 8 月分)

最高裁判所と最高商事裁判所統合の動き

6 月 21 日、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムにおいて、プーチン大統領が最高裁判所と最高商事裁判所の統合を提案した。現在ロシアには、普通裁判所(当事者の一方が自然人である場合の行政事件、民事事件、刑事事件を扱う)と商事裁判所(両方の当事者が法人あるいは個人事業主の場合の行政事件および民事事件を含む経済紛争を扱う)、憲法裁判所の 3 つが存在する。

今回の提案は、このうち、普通裁判所と商事裁判所の監督審に該当する最高裁判所と最高商事裁判所を統合しようとするもの。これまでそれぞれの裁判所で行政や民事という同様の案件を扱いつつも、個別に審理していた経緯があることから、両裁判所の統合により、ロシア国内で統一の法律適用や法解釈が可能になるとしている。

統合を進めるにあたっては憲法の改正が必要となる。同改正法案は秋季国会(9 月以降)で検討される予定となっている。

最高商事裁、ドメイン登録者は商標不使用取り消しの請求権を有するとの判決

2011 年 1 月 11 日、ドメイン「www.technoshock.ru」の登録者であるコワリョフ氏は、連邦知的財産局(ロスパテント)に対し、商標「Technoshock」の不使用取り消しを請求した。ロスパテントは 2011 年 3 月 28 日、

この請求を認め、当該商標の一部について法的保護を終了することとした。

このロスパテントの決定を不服として、「Technoshock」の商標権者である「Simteks(シムテクス)」(原告)はモスクワ市商事裁判所(第 1 審)に同決定の見直しを提起した。同裁判所は 2011 年 12 月 21 日、コワリョフ氏が利害関係者でないことを理由に商標の不使用取り消しを請求できないとして、当該ロスパテントの決定を取り消す判決を下した。利害関係者は法人または個人事業主である必要があるが、コワリョフ氏は私人であるとした。

その後、第 9 商事控訴裁判所(第 2 審)およびモスクワ管区連邦商事裁判所(第 3 審)は第 1 審の判決を支持した。しかし、最高商事裁判所は 2013 年 3 月 19 日、下級審の判決に影響を与えた「利害関係者」の定義について、例えばコワリョフ氏が「Technoshock」を商標として使用している場合には法人または個人事業主である必要があるが、今回のケースでは、同氏は「Technoshock」をドメイン名として使用しており、個人事業主ではない私人でもドメイン登録者になることはできるとした。同根拠に基づき、コワリョフ氏は利害関係者として商標不使用取り消しの請求権を有しているとして、モスクワ市商事裁判所での再審を求める判決を下した。10 月 22 日、同裁判所で再審が行われ、原告の請求を退けた(事件番号第 A40-75222/2011 号)。

著作権侵害対策(Anti-Piracy)法を採択

7月2日、インターネット上におけるオーディオ・ビジュアル作品の著作権侵害対策について規定する「情報通信ネットワーク上における知的財産権保護に関する個別規則の改正について(2013年7月2日付連邦法第187-FZ号)」が成立した。同法の発効は8月1日。

同法によると、情報通信ネットワーク上(ウェブサイト上等)で権利者の許諾なく映画またはテレビ映画(ドラマ等)が公開されている場合、権利者は連邦執行機関に対し、当該知的財産権侵害行為を通告することができる。権利者からの申請を受けた連邦執行機関は、ホスティングプロバイダーに対し知的財産権侵害行為が行われている旨を通告し、ホスティングプロバイダーは当該ウェブサイトの管理者にこれを通告する。ウェブサイトの管理者は、違法に掲載された情報を削除するか、当該データへのアクセスをブロックしなければならない。もし、ウェブサイトの管理者が対応しなければ、連邦執行機関は当該情報リソース(ウェブサイト等)へのアクセスを通信オペレーター経由でブロックする仕組みとなっている。詳しくは第2部(P.2~)で説明する。

知的財産裁判所が案件審理を開始

7月3日、知的財産裁判所(所在地:モスクワ市)が案件審理を開始した。同裁判所の設立は、近年の知的財産権に関する訴訟件数の増加および案件の特殊性(法律の知識以外に知的財産権に関する知識も必要)を考慮したものである。

同裁判所は、第1審と第3審(破毀審)の役

割を果たす(詳細は、本ニュースレター2011年度第3号参照)。

第1審としては、a)特許、商標、ノウハウ等知的財産の法的保護を目的としたロスパテント等政府機関の規範的法文書への異議申し立て、および b)知的活動の結果や同等手段(著作権、著作隣接権および集積回路配置を除く)への法的保護の付与や停止に関する紛争を扱う。第3審(破毀審)としては、商事裁判所の第2審(控訴審)で判決が出された知的財産権侵害案件を扱うことになっている。

現代自動車「ソラリス」を巡りポーランド企業を提訴

8月1日、現代自動車(原告)は知的財産裁判所に対し、ポーランドの「SOLARIS BUS & COACH S.A.(ソラリスバス&コーチ)」(被告)が所有する商標「SOLARIS(ソラリス)」の不使用取り消しを請求した(事件番号第SIP-68/2013号)。

原告は2010年から自社のモデルに「ソラリス」という名称を使用するようになった。ソラリス(国内名はアクセント)は同社の売れ筋の車種で、2011年からは同社のサンクトペテルブルク工場生産を行っている。一方で、被告はバス、トロリーバス、路面電車をソラリスの名称で生産している。ただ、同社はCIS市場への進出について、2008年にウクライナ市場へ進出しようとしたが失敗に終わったという苦い経験がある。

本件に係る知的財産裁判所での審理は12月16日に予定されている。

2. 今回の話題:著作権侵害対策(Anti-Piracy)法

2013年8月1日、「情報通信ネットワーク上における知的財産権保護に関する個別規則の改正について(2013年7月2日付連邦法第187-FZ号)」(通称:著作権侵害対策法)が発効した。

同法により、通信オペレーターには権利者の許諾なしに掲載されている映画やテレビ映画(ドラマ等)、またはそれらへのリンクを掲載しているウェブサイトへのアクセスをブロックする権利が付与される。

また、知的財産権の権利者またはその代理人(以下、「権利者など」という。)は、自身の著作権(映画またはテレビ映画(ドラマ等)に関するもの)を保護するため、モスクワ市裁判所(<http://www.mos-gorsud.ru/>)に申し立てを行うことができる。モスクワ市裁判所は権利者などからの申し立てに基づき、審理前に当該リソースへのアクセスを一時的にブロックする暫定的措置(仮処分)の決定を行う。加えて、モスクワ市裁判所は、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局(ロスコムナヅル)に対し執行リストを送付、ロスコムナヅルは3営業日以内に、当該リストに基づきホスティングプロバイダーまたは当該リソース(ウェブサイト等)の管理者に、違法コンテンツを削除するよう要求する。ホスティングプロバイダーまたは当該リソース(ウェブサイト等)の管理者が当該要求を受けてから1営業日以内に対応しない場合、ロスコムナヅルは通信オペレーターを通じて違法コンテンツやリンクを掲載しているウェブサイトへのアクセスをブロックする。

一方で権利者は、モスクワ市裁判所から暫定的措置(仮処分)の決定を受領してから15日以内にモスクワ市裁判所に対して訴訟を提起する。もし、当該期間中に権利者が訴訟を提起しない場合、違法コンテンツやリンクを掲載しているウェブサイトへのアクセス制限が解除される。権利者が訴訟を提起し、勝訴した場合、ロスコムナヅルはホスティングプロバイダーまたは当該リソース(ウェブサイト等)の管理者に対して当該違法コンテンツやリンクを削除するように要求する。ホスティングプロバイダーまたは当該リソース(ウェブサイト等)の管理者が当該要求を受けてから3営業日以内に対応しない場合、ロスコムナヅルは通信オペレーターを通じて違法コンテンツやリンクを掲載しているウェブサイトへのアクセスをブロックする。権利者が訴訟を提起し、敗訴した場合(モスクワ市裁判所が当該コンテンツやリンクの掲載は合法であるとみなした場合)、当該コンテンツやリンクを掲載しているウェブサイトへのアクセス制限が解除されると同時に、当該ウェブサイトの管理者はブロックにより受けた損害の賠償を請求することができる。

同法は、下院での審議が開始されてから約2週間という短期間で成立した。当初、同法の対象に音楽や電子書籍、ソフトウェアも含まれていたものの、審議の過程で除外された。ただ、同法の対象範囲拡大については今後も継続的に議論が行われる予定である。

同法の運用上の課題に関する見解(著者:TM DEFENCE Legal Services社のヤナ・ブルートマン弁護士)

社会の大部分が、同法によって知的財産権保護が強化されることに同意している。しかしながら、世界的にみられるように、直接的な禁止措置(対策)は効果が上がらない面もある。直近の例では、

ファイル共有サイト「パイレート・ベイ」事件があるが、同サイトの管理者らには有罪とされ、サイトは閉鎖されたものの、その翌日に多数の同様のサイトが創設されたということがあった。

同法の運用上の主な課題としては、ロシアの法律および判例に基づき、訴訟に際しては、ウェブサイトの管理人がサイト上に違法コンテンツが掲載されている事実を知っていたか、知りうるべきだった、かつ同データの転送に技術的に関わりえたことを立証しなければならないことがある。しかし、トレント(Torrent)サイトを例にとると、同サイトをブロックする法的基盤は整備されていない。仮に同サイトをブロックできたとしても、同サイトの管理者が権利濫用を理由に逆に訴訟を提起する可能性もある。

同法は発効したばかりであり、その効果について現時点で判断するのは難しい面があるが、前述の点を考慮しつつ、合理的で、かつ明確な根拠に基づいた方法で運用されることが望まれる。

(取りまとめ: ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 (www.tm-defence.com) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。